

漁業種類	漁業種類の名称	許可または起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
固定式 刺し網 漁業	一枚網漁業 (このしろ底刺し網漁業)	1 (許可または起業の認可を受けている船舶の数: 14隻)	許可証に記載されている船舶の総トン数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	大飯郡おおい町鋸崎突端と小浜市松ヶ崎突端を結ぶ線と陸岸によって囲まれた小浜湾の海域。	1月1日から 3月31日まで および 9月1日から 12月31日まで	小浜市のうち、加斗地域、西津地域、内外海地域（甲ヶ崎、仏谷、堅海、若狭に限る）、およびおおい町、高浜町和田地域
	一枚網漁業（めばる類刺し網漁業）	(略)			(略)	(略)	(略)
		1 (許可または起業の認可を受けている船舶の数: 3隻)			南条郡と敦賀市との陸岸における境界点から真方位305度の線と、大飯郡高浜町正面埼突端から真方位0度の線との両線間であつて次の各点を順次に結んだ線と陸岸との間の海域 (1)京都府舞鶴市沖の島北端 (2)(1)の点と三方上中郡若狭町常神岬突端とを結ぶ線と、大飯郡鋸崎突端と坂井市安島岬突端から西3海里の点とを結ぶ線との交点 (3) (2)の後段の線と、大飯郡今戸の鼻突端と丹生郡干飯埼突端とを結ぶ線との交点 (4) (3)の後段の線と、三方上中郡若狭町常神岬突端と丹生郡越前岬突端から西1.5海里の点とを結ぶ線との交点 (5)丹生郡越前岬突端から西1.5海里の点 (5月1日から7月15日までの期間においては、北緯35度43.2分、東経135度53.2分の点を中心とした半径1,000メートル以内の大グリを除外する。)ただし、区画、共同漁業権の漁場内、定置漁業権の保護区域内および次の海域を除く。 (1)北緯35度48.2分、東経135度59.5分の点を中心とした半径500メートル以内のトーグリの海域	1月1日から 3月31日まで および 9月1日から 12月31日まで	敦賀市 三方郡 三方上中郡 に住所を置く者
		3 (許可または起業の認可を受けている船舶の数: 23隻)					小浜市 大飯郡 に住所を置く者